

農業経営基盤強化の促進に関する

基 本 構 想（案）

令和5年 月

幕別町

～ 目 次 ～

第1	農業経営基盤強化の促進に関する目標		1
1	幕別町農業の概況		1
2	幕別町農業の現状と課題		1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組		2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標		5
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標		7
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が 目標とすべき農業経営の指標		17
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育 成に関する事項		18
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方		18
2	幕別町が主体的に行う取組		18
3	関係機関との連携・役割分担の考え方		19
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のため の情報収集・相互提供		19
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項		21
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標		21
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項		21
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項		23
1	地域計画推進事業に関する事項		23
2	担い手農地利用調整事業の実施の促進に関する事項		30
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項		30
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項		33
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項		34
第7	担い手農地利用調整事業に関する事項		35
1	担い手農地利用調整事業を行う者に関する事項		35
2	担い手農地利用調整事業の実施の単位として適当であると認めら れる区域の基準		35
3	その他担い手農地利用調整事業の実施の基準に関する事項		35
第8	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項		40

第 9	その他		41
別紙 1	(第 6 の 1 (4)⑥関係)		42
別紙 2	(第 6 の 1 (6)関係)		44
幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想	(営農類型)		47

第 1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 幕別町農業の概況

幕別町は、北海道十勝平野の中央部からやや南に位置し、ほぼ中央部に当たる幕別地区及び札内地区と南部に当たる忠類地区からなっており、恵まれた土地・気象条件を生かし、約22,500haの広大な農地で、専業農家を主体に約510戸が農業経営を行っている。

幕別地区及び札内地区においては、小麦、てん菜、馬鈴しょ、豆類を基幹とした畑作物や野菜生産を主体とし、また、中山間地である忠類地区においては、酪農を主体とした経営を中心に、基幹産業としてはもとより、北海道でも有数の農業主産地としての地位を築き上げている。

特に耕種においては、長いもの作付面積、生産量が過去に全国一になったほか、近年ではレタスの作付面積、収穫量が全道一を維持しており、また、忠類地区におけるゆり根の生産など、本町の土地及び気象条件に即した高収益作目の栽培が増えている。

2 幕別町農業の現状と課題

本町の農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は令和2年農林業センサスで42.8haとなり、全道平均の30.2haと比べ約1.4倍の規模となっているほか、1経営体当たりの乳用牛飼養頭数は170頭となり、同じく全道平均の146頭と比べ約1.2倍となっている。

しかしながら、本町の農業経営体数は年々減少を続け、令和2年は514経営体となり、平成27年に比べ55経営体が減少（▲9.7%）したほか、農業従事者数についても令和2年は1,265人となり、平成27年に比べ171人が減少（▲11.9%）している。

このように、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進展による農業従事者の高齢化や後継者不足が進行し、将来的には優良農地の遊休化、農村集落における活力の低下が懸念されている。

また、農畜産物の貿易を巡っては、平成30年12月にTPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の発効を皮切りに、平成31年2月には日EU・EPA（日EU経済連携協定）が、令和2年1月には日米貿易協定がそれぞれ発効されるなど、農畜産物の生産額への影響が見込まれ、農業経営を巡る環境はさらに厳しさを増すことが予測されている。

このような状況の中で、本町の農業が地域社会や地域経済を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、引き続き、新規就農対策を推進し、意欲の高い農業者の育成・確保と農業経営の法人化を進めるとともに、若者や女性、外国人など多様な人材の確保と雇用形態に捉われない柔軟な働き方の導入、農福連携の取組の推進、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の更なる推進、担い手への農用地の利用集積・集約化の促進、酪農ヘルパーやコントラクター、TMRセンターなどの営農支援組織の育成と体制整備を進め、地域の農業構造を

確立することが求められる。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

本町の農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである環境と調和した持続可能な農業を進めるため、町内で発生する家畜ふん尿や麦わら、豆がら等のほ場副産物を活用して良質な有機質肥料をほ場に還元する土づくりを一層推進するなど、耕畜が連携し、地域複合としての農業構造を確立していくことを目指す

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

本町の地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、本町又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね500万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,900時間程度

※主たる従事者：農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後における所得水準は、(2)に定める水準をおおむね5割達成することを目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた町や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、公益財団

法人幕別町農業振興公社（以下「町公社」という。）など地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続き、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

さらに、法人経営体数を令和5年度までに5万法人とする国の目標や、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和12年度における農業法人数の目標数を75経営体（令和3年12月末現在：56経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模の小さな地域や農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指し、担い手の明確化や農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

本町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や町公社が行う「まくべつ農村アカデミー」、農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の

世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的課題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向井上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画^{※1}」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業（「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）第2に規定する地域計画推進事業をいう。以下同じ。）、農用地利用改善事業、担い手農地利用調整事業^{※2}、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※1 地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの。

※2 担い手農地利用調整事業は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）第14条第2項に基づく農用地等の所有権の移転や研修を行う事業を実施するために農用地等の利用権の設定等を実施する事業。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同

作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の新規就農者は、平成22年度から10年間で91人となっており、このうち、後継者の就農が85%以上を占めている。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足が年々進行していることから、従来からの基幹作物である畑作4品と野菜及び生乳生産の産地として生産量の維持・拡大を図るため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、確保・育成すべき人数及び将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図るものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新たに就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては、年間おおむね7人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本町又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準である、1人当たり1,900時間程度とし、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得である、1人当たりおおむね500万円を目標とする。

ただし、このうち、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進するとともに、農地については農業委員会や担い手農地利用調整事業の実施主体（以

下「担い手農地利用調整団体」という。)、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町又はその近隣市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主な営農類型について例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
1 園芸 専業 ①	ha ゆり根(販売球) 1.00 ゆり根(養成球) 0.50 休 閑 緑 肥 1.50 経 営 面 積 3.00	・ 主要な機械設備 歩行用トラクター5.0PS 1台 トラクター50PS 1台 軽トラック 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 スプレーヤ 1台 ゆりね洗浄機 1台	・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・ 労働時間従事者数 家族労働 1,534時間 雇用労働 1,633時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
2 園芸 専業 ②	ha は く さ い 1.0 レ タ ス 4.0 キ ャ ベ ツ 2.0 玉 ね ぎ 5.0 (秋播小麦) 8.0 経 営 面 積 20.0	・ 主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 リバーシブルプラウ 1台 スプレーヤ 1台 ロータリー 1台 玉ねぎ移植機 1台 玉ねぎハーベスター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・ 青色申告の実施 ・ 農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・ 家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・ 労働時間従事者数 家族労働 4,173時間 雇用労働 463時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
3 畑作 専業 ①	ha 秋播小麦 7.5 小豆 4.5 菜豆 3.0 てん菜 7.5 食用馬鈴薯 4.5 加工馬鈴薯 3.0 経営面積 30.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニユアスブレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 ポテトプランター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,718時間 雇用労働 0時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
4 畑作 専業 ②	ha 秋播小麦 12.5 大豆 5.0 小豆 5.0 菜豆 2.5 てん菜 12.5 食用馬鈴薯 4.5 加工馬鈴薯 3.0 澱原馬鈴薯 5.0 経営面積 50.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニユアスブレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 ポテトプランター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 2,496時間 雇用労働 0時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

営農 類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
5 畑作 野菜 複合 ①		ha				
	秋播小麦	4.0	・主要な機械設備		・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る。	・家族経営協定の締結に基 づく、休日制、給料制の 導入
	小豆	4.0	トラクター50PS	1台		
	てん菜	4.0	トラクター82PS	1台		
	レタス	2.0	農用トラック4t	1台	・パソコンによる	・春秋の農繁期における臨 時雇用従事者の確保
	キャベツ	2.0	軽トラック	1台	経営計画、労務、 財務、圃場管理	
	玉ねぎ	4.0	ブロードキャスター	1台		
			ビートハーベスター	1台		
	経営面積	20.0	ビート移植機	1台	・青色申告の実施	・労働時間従事者数 家族労働 3,184時間 雇用労働 544時間
			リバーシブルプラウ	1台		
			スプレーヤ	1台		
			グレンドリル	1台	・農業機械、施設 の適正保守管理 と計画的更新に よる装備水準の 維持	家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
			ロータリー	1台		
			総合播種機	1台		
			玉ねぎ移植機	1台		
			玉ねぎハーベスター	1台		
			農舎	1棟		
			パイプハウス	3棟		
6 畑作 野菜 複合 ②		ha				
	秋播小麦	6.0	・主要な機械設備		・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る。	・家族経営協定の締結に基 づく、休日制、給料制の 導入
	小豆	3.0	トラクター50PS	1台		
	菜豆	3.0	トラクター82PS	1台		
	てん菜	6.0	トラクター105PS	1台	・パソコンによる	・春秋の農繁期における臨 時雇用従事者の確保
	食用馬鈴薯	3.0	農用トラック4t	1台	経営計画、労務、 財務、圃場管理	
	レタス	4.0	軽トラック	1台		
	玉ねぎ	5.0	マニアスブレッダ	1台		
			ブロードキャスター	1台	・青色申告の実施	・労働時間従事者数 家族労働 4,069時間 雇用労働 86時間
	経営面積	30.0	ビートハーベスター	1台		
			ポテトハーベスター	1台		
			ビート移植機	1台	・農業機械、施設 の適正保守管理 と計画的更新に よる装備水準の 維持	家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
			リバーシブルプラウ	1台		
			じゃがいも茎葉処理機	1台		
			スプレーヤ	1台		
			グレンドリル	1台		
			ロータリー	1台		
			総合播種機	1台		
			ポテトプランター	1台		
			玉ねぎ移植機	1台		
			玉ねぎハーベスター	1台		
			農舎	1棟		
			パイプハウス	3棟		

営農 類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
7	ha					
畑作 野菜 複合 ③	秋 播 小 麦	7.0	・主要な機械設備		・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る。 ・パソコンによる 経営計画、労務、 財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設 の適正保守管理 と計画的更新に よる装備水準の 維持	・家族経営協定の締結に基 づく、休日制、給料制の 導入 ・春秋の農繁期における臨 時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 3,428時間 雇用労働 989時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
	小 豆	5.0	トラクター50PS	1台		
	て ん 菜	7.0	トラクター82PS	1台		
	食 用 馬 鈴 薯	3.0	トラクター105PS	1台		
	だ い こ ん	2.0	農用トラック4t	1台		
	長 い も	3.0	軽トラック	1台		
	に ん じ ん	3.0	マニアスプレッダ	1台		
			ブロードキャスター	1台		
	経 営 面 積	30.0	ビートハーベスター	1台		
			ポテトハーベスター	1台		
			ビート移植機	1台		
			リバーシブルプラウ	1台		
			じゃがいも茎葉処理機	1台		
			スプレーヤ	1台		
			グレンドリル	1台		
			ロータリー	1台		
			総合播種機	1台		
			ポテトプランター	1台		
			フォークリフト	1台		
			長いも用トレンチャー	1台		
			農舎	1棟		
			パイプハウス	3棟		
8	ha					
畑作 野菜 複合 ④	秋 播 小 麦	10.0	・主要な機械設備		・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る。 ・パソコンによる 経営計画、労務、 財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設 の適正保守管理 と計画的更新に よる装備水準の 維持	・家族経営協定の締結に基 づく、休日制、給料制の 導入 ・春秋の農繁期における臨 時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 4,112時間 雇用労働 1,923時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
	大 豆	5.0	トラクター50PS	1台		
	小 豆	5.0	トラクター82PS	1台		
	て ん 菜	10.0	トラクター105PS	1台		
	食 用 馬 鈴 薯	3.0	農用トラック4t	1台		
	加 工 馬 鈴 薯	3.0	軽トラック	1台		
	澱 原 馬 鈴 薯	4.0	マニアスプレッダ	1台		
	だ い こ ん	1.0	ブロードキャスター	1台		
	長 い も	4.0	ビートハーベスター	1台		
	に ん じ ん	5.0	ポテトハーベスター	1台		
			ビート移植機	1台		
			リバーシブルプラウ	1台		
			じゃがいも茎葉処理機	1台		
			スプレーヤ	1台		
			グレンドリル	1台		
			ロータリー	1台		
			総合播種機	1台		
			ポテトプランター	1台		
			フォークリフト	1台		
			長いも用トレンチャー	1台		
			農舎	1棟		
			パイプハウス	3棟		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
9 畑作 野菜 複合 ⑤	ha 秋 播 小 麦 25.0 大 豆 12.0 小 豆 8.0 て ん 菜 25.0 食 用 馬 鈴 薯 6.0 加 工 馬 鈴 薯 3.0 澱 原 馬 鈴 薯 7.0 だ い こ ん 3.0 長 い も 5.0 に ん じ ん 6.0 経 営 面 積 100.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 トラクター125PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニユアスブレッド 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 2台 ポテトハーベスター 2台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 2台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 2台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 フォークリフト 1台 長いも用トレンチャー 1台 農舎 2棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 5,196時間 雇用労働 4,074時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
10 畑作 野菜 複合 ⑥ (組織経営体)	ha 秋 播 小 麦 30.0 大 豆 15.0 小 豆 10.0 て ん 菜 30.0 食 用 馬 鈴 薯 6.0 加 工 馬 鈴 薯 5.0 澱 原 馬 鈴 薯 10.0 だ い こ ん 3.0 長 い も 5.0 に ん じ ん 6.0 経 営 面 積 120.0	・ 主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 トラクター125PS 1台 農用トラック4t 1台 軽トラック 1台 マニユアスブレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 2台 ポテトハーベスター 2台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 2台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 2台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 フォークリフト 1台 長いも用トレンチャー 1台 農舎 2棟	・ 複式簿記基調により経営と家計の分離を図る。 ・ パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・ 青色申告の実施 ・ 農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・ 家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・ 労働時間従事者数 家族労働 6,361時間 雇用労働 3,744時間 家族労働 7人 主たる従事者 2人 補助従事者 5人

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
11 肉牛 畑作 複合	ha 秋播小麦 10.0 小豆 5.0 てん菜 4.0 食用馬鈴薯 5.0 採草地 11.1 繁殖牛 30頭 後継牛 8頭 素牛 24頭 経営面積 35.1	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 農用トラック4t 1台 スキッドローダ 1台 マニユアスブレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 モアーコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 ヘイベラー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,977時間 雇用労働 0時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
12 酪農 畑作 複合	ha 秋播小麦 10.0 てん菜 3.0 食用馬鈴薯 7.0 採草地 14.0 デントコーン 6.0 経産牛 30頭 育成牛 19頭 経営面積 40.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 ホイルローダ 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニユアスブレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ロールベラー 1台 ベールラッパー 1台 モアーコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 パイプランミルカ(3台) 1式 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 3,543時間 雇用労働 760時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
13 肉牛 専業 ①	ha 牧草(乾草) 8.0 牧草(サイレージ) 7.9 放牧地 12.8 繁殖牛 50頭 後継牛 17頭 素牛 26頭 経営面積 28.7	・主要な機械設備 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック2t 1台 スキッドローダ 1台 マニユアスブレッダ 1台 ロールベアラ 1台 ベールラッパ 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 ロールシュレッタ 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 2棟 農舎 2棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・労働時間従事者数 家族労働 2,367時間 雇用労働 0時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
14 肉牛 専業 ②	ha 牧草(乾草) 12.8 牧草(サイレージ) 15.2 放牧地 22.2 繁殖牛 80頭 後継牛 27頭 素牛 41頭 経営面積 50.2	・主要な機械設備 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 スキッドローダ 1台 マニユアスブレッダ 1台 ロールベアラ 1台 ベールラッパ 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 ホイルローダ 1台 ミキサーワゴン 1台 ロールシュレッタ 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 2棟 農舎 2棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・労働時間従事者数 家族労働 2,934時間 雇用労働 0時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
15 酪農 専業 ①	ha 採 草 地 26.0 デントコーン 12.0 経 産 牛 60頭 育 成 牛 29頭 経 営 面 積 38.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 ホイルローダ 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ロールベアラー 1台 ベールラッパー 1台 モアーコンディショナー 1台 テッターレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 パイプランミルカ(6台) 1式 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟 バンカーサイロ 1基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・労働時間従事者数 家族労働 3,165時間 雇用労働 192時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
16 酪農 専業 ②	ha 採 草 地 73.8 放 牧 地 5.2 デントコーン 7.7 経 産 牛 120頭 育 成 牛 73頭 経 営 面 積 86.7	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 2台 ホイルローダ 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ロールベアラー 1台 ベールラッパー 1台 モアーコンディショナー 1台 テッターレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 ミルキングシステム8W 1式 TMRミキサー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 4棟 搾乳舎 1棟 バンカーサイロ 6基 車庫 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・労働時間従事者数 家族労働 4,000時間 雇用労働 701時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
17 酪農 専業 ③ (組織経営体)	ha 採草地 246.0 放牧地 17.3 デントコーン 25.6 経産牛 400頭 育成牛 240頭 経営面積 288.9	・主要な機械設備 トラクター105PS 3台 農用トラック4t 2台 ホイルローダ 2台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニユアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ローラペーラー 1台 ベールラッパー 1台 モアコンディショナー 1台 テッターレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 ミルクシステム16W 1式 TMRミキサー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 6棟 搾乳舎 1棟 バンカーサイロ 8基 車庫 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・労働時間従事者数 家族労働 15,200時間 雇用労働 489時間 家族労働 8人 主たる従事者 1人 補助従事者 7人

注) なお、この指標は、あくまで主な営農類型について例示したものであり、農業経営改善計画の認定に当たっては、本構想の趣旨を達成できるものであれば、この指標以外の類型についてもその対象とするものである。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、それら農業所得の目標を第1の3の(2)で定める目標の5割程度としていることから、状況に応じて緩和する。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である畑作4品と野菜を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けたものに対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、農業改良普及センター、農業協同組合及び町公社等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、幕別町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 幕別町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合、町公社などの関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展で

きるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、北海道、農業委員会、町公社、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 一般社団法人北海道農業会議（以下「農業会議」という。）、公益財団法人北海道農業公社（以下「道公社」という。）、農業委員会及び町公社は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせんを行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域の担い手育成に関する総合的な推進機関である町公社及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

町公社では、北海道農業担い手センター等が行う就農相談会への参加、町公社ホームページへの新規就農に関する対策の掲載など、就農に向けた情報を提供する。また、新規就農希望者、中堅・新規学卒農業後継者等を対象として「まくべつ農村アカデミー」を開設し、就農・営農に必要な技術や経営能力の習得を目的とした様々な研修を実施する。

② 中長期的な取組

児童・生徒らが農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう関係機関と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、農業体験の場や農産物を通じた食育を進めるなど、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新規就農を希望する者の円滑な就農を促進するため、町、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、指導農業士、町公社で構成する「アカデミー事業部会」において、新規就農希望者が確実に定着し、安定した農業経営が行えるよう支援を行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や北海道の新規就農関連事業等を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供や就農相談、また、就農に向けた農業技術・経営能力の習得に向けた研修については町公社、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センターや農業協同組合等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標は次のとおりとし、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合がより一層高まるように努めるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
農用地面積の95%程度	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本町における認定農業者等担い手となる経営体への農用地の利用集積状況は、94.9%（令和3年度）と高い割合であるが、経営地が分散している農業者もあり、自宅や農業用施設からの距離を考えると、全ての農業者が効率的な農業を営んでいるとはいえない状況にある。

また、農業従事者の平均年齢は令和2年農林業センサスでは56.3歳となり、5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している農家は全体の19.5%となっている。

本町においても遊休農地となるおそれがある農地は存在すると見込まれており、平均年齢が60歳を超える地域もあることなどから、高齢化が進行している地域や条件不利地域などでその発生が懸念されている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し

令和2年農林業センサスでは、経営主の年齢が65歳以上の111経営体のうち、5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保していない農家戸数は88戸となり、今後10年間でかなりの農地が供給されることが予想される。

このため、農地が遊休化しないよう、その受け手となる担い手の育成・確保に努めることが重要である。

(3) 将来の農用地利用ビジョンと実現に向けた具体的な取組

町においては、認定農業者及び新規就農者の育成・確保を推進し、これら担い手となる経営体への利用集積・集約化を目指し、農地中間管理機構を軸としながら、北海道や農業委員会等と連携して農用地利用改善事業、担い手農地利用調整事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を活用し、地域計画の実現に向けた利用権の設定等を促進する。

新規就農者については、町公社が行う「まくべつ農村アカデミー」を通じて、実際の圃場にて行われる実践研修や農閑期の座学研修を通じた経験と知識の

習得を行うとともに、家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次代を担う農業者の育成・確保に努め、遊休農地の発生防止と持続的な農業の発展を図る。

また、規模拡大などに伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、雇用労働力の確保やスマート農業の導入による作業効率及び労働生産性の更なる向上に向けた生産基盤の整備などの施策も活用し、農用地の利用集積・集約化を推進する。

(4) 関係機関及び団体との連携等

目標の実現に向け、町においては、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、町公社などが相互に連携し濃密な指導を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体に対しては、農業関係機関で組織するゆとりみらい21推進協議会を中心に、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合単位の研修会を開催する等により、優れた経営体の育成を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 担い手農地利用調整事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である畑作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、幕別町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、北海道、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を町公社に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準に関する事項

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条に規定する定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画をいう。）を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定に当たっては、北海道・農業委員会・町公社・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設

定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(4) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て）を備えることとなること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の

設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合若しくは農地中間管理機構が農地中間管理事業又は法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、若しくは担い手農地利用調整団体が担い手農地利用調整事業の実施によって利用権の設定等を行う場合には、①の限りではない。

- ④ 利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、担い手農地利用調整団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年11月28日政令第356号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令第5条で定める者を除く。）は、次に掲げる全てを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤までに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(5) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(6) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 町は、(7)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(7) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(6)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(8) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(7)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が当該要請の内容と一致するときは、農業委員会の決定を経ることを要しない。
- ② 町は、(7)の②の規定による農用地利用改善団体又は農業協同組合から申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、地域計画推進事業の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(4)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘

案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(9) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(4)の④に規定する者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（(4)の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準並びに決済の相手方及び方法

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びにその支払の相手方及び方法

⑥ ①に規定する者が(4)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決めを実行する能力についての事項

⑦ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(10) 同意

- ① 町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(9)の②に規定する土地ごとに(9)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

- ② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

ア 町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を要請し、農業委員会は、当該要請を受けた場合には、不確知共有者の探索を行うものとする。

イ 農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知れているものの全ての同意を得て、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）第21条の3各号で掲げる事項を公示するものとする。

ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(11) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(7)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(9)の①から⑦までに掲げる事項（⑦の農業経営の状況を除く。）を町の掲示板への掲示により公告する。

(12) 公告の効果

町が(11)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(13) 利用権の設定等を受けた者の責務

地域計画推進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(14) 紛争の処理

町は、地域計画推進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(15) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(11)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(4)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち、その該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (11)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(4)の④に規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったとき。

- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。

- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

- ⑤ 農業委員会は、(9)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて担い手農地利用調整事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、担い手農地利用調整団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(16) 農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関との連携の考え方

地域計画の実現に向けた農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機

関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、地域計画推進事業のほか必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認められる地域においては、地域の実情に応じて、地区内の農用地の受け手を農地中間管理機構に限る地域計画の特例を推進するものとする。

2 担い手農地利用調整事業の実施の促進に関する事項

- (1) 町は、本町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する担い手農地利用調整団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合等は、担い手農地利用調整事業を促進するため、担い手農地利用調整団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
町は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準
農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とする。
- (3) 農用地利用改善事業の内容
(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。
- (4) 農用地利用規程の内容
 - ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「施行規則」という。）第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③の規定は、(7)の①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は、(7)の①又は②の規定による変更の認定又は届出に

について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや担い手農地利用調整団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、ゆとりみらい 2 1 推進協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第 1 及び第 5 で掲げた目標や第 2 及び第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、各関係機関・団体が当面行うべき対応を明確にし、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び担い手農地利用調整団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

第7 担い手農地利用調整事業に関する事項

1 担い手農地利用調整事業を行う者に関する事項

本町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農が進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが重要な課題となっている。

担い手農地利用調整事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 担い手農地利用調整事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 本町における担い手農地利用調整事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた本町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 本町を区分して担い手農地利用調整事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

3 その他担い手農地利用調整事業の実施の基準に関する事項

(1) 担い手農地利用調整事業規程の具体的な内容

担い手農地利用調整事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 事業実施の基本方針に関すること
- ② 事業実施地域に関すること
- ③ 事業対象農用地に関すること
- ④ 事業実施に当たっての調整等に関すること
- ⑤ 事業実施計画に関すること
- ⑥ 農地所有者代理事業に関すること

- ⑦ 農地売買等事業に関する事
 - ⑧ 研修等事業に関する事
 - ⑨ その他の事業に関する事
- (2) 道公社との連携の考え方
- 担い手農地利用調整団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う道公社との役割分担を明確にし、連携して、担い手農地利用調整事業を実施する。
- (3) 担い手農地利用調整事業規程の承認
- ① 担い手農地利用調整団体は、2に規定する区域を事業実施地域として担い手農地利用調整事業の全部又は一部を行おうとするときは、町に担い手農地利用調整事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。
 - ② 町は、申請された担い手農地利用調整事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に担い手農地利用調整事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、担い手農地利用調整事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、担い手農地利用調整事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 担い手農地利用調整事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - オ 担い手農地利用調整事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の担い手農地利用調整団体並びに農地中間管理機構、農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、施行規則第9条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - キ 施行規則第9条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場

合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- ③ 町は、農地売買等事業に関する事項が定められた担い手農地利用調整事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る担い手農地利用調整事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、担い手農地利用調整事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、担い手農地利用調整事業の廃止の承認について準用する。

(4) 担い手農地利用調整事業規程の取消し等

- ① 町は、担い手農地利用調整事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、担い手農地利用調整団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 町は、担い手農地利用調整事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、担い手農地利用調整団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 町は、担い手農地利用調整団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 担い手農地利用調整団体が農業協同組合、一般社団法人若しくは一般財団法人でなくなったとき。
 - イ 担い手農地利用調整団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 担い手農地利用調整団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の掲示板への掲示により公告する。

(5) 担い手農地利用調整事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集約を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止

等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が担い手農地利用調整団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に担い手農地利用調整団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 担い手農地利用調整団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではない。

⑤ 担い手農地利用調整団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、担い手農地利用調整団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、担い手農地利用調整団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 担い手農地利用調整団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、担い手農地利用調整団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

担い手農地利用調整団体は、多数の農用地等の所有者が担い手農地利用調整事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、担い手農地利用調整事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第8 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に普及啓発活動を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第9 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和5年 月 日から施行する。

別紙 1（第 6 の 1 (4) ⑥関係）

- 1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
 - (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (2) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人（当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (3) 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (4) 農地法施行令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人（対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において、(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

 - (ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）
 - ・・・第6の1の①の(4)のアの(ア)（旧基盤強化法第18条第3項第2号イ）に掲げる事項
 - (イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - (ウ) 農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること
- 2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
 - (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（対象土地を農用地以外の土地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため、利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。）

- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人（対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (4) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合（対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において、(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - (イ) 農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること
- 3 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (2) 農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - 対象土地をの用途ごとに利用権の設定を受けた後において、(1)又は(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア) 農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること

別紙2 (第6の1(5)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は3年、5年又は10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、5年又は10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、5年又は10年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもの dengan 定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、地域計画推進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、地域計画推進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき幕別町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等ごとに、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。

幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（営農類型）

【個別経営体】

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
1 園芸 専業 ①	ゆり根(販売球)	1.00	1人 (1,172)	1人 (362)	5,638	18,000	12,362	31.3
	ゆり根(養成球)	0.50						
	休閑緑肥	1.50						
	計	3.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
2 園芸 専業 ②	はくさい	1.00	1人 (1,938)	2人 (2,235)	8,978	34,117	25,139	26.3
	レタス	4.00						
	キャベツ	2.00						
	玉ねぎ	5.00						
	(秋播小麦)	8.00						
	計	20.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
3 畑作 専業 ①	秋播小麦	7.50	1人 (1,188)	2人 (530)	12,925	34,308	21,383	37.7
	小豆	4.50						
	菜豆	3.00						
	てん菜	7.50						
	食用馬鈴薯	4.50						
	加工馬鈴薯	3.00						
	計	30.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
4	畑作	秋 播 小 麦	1 人 (1,726)	2 人 (770)	19,915	51,426	31,511	38.7
専業		大 豆						
②		小 豆						
		菜 豆						
		て ん 菜						
		食用馬鈴薯						
		加工馬鈴薯						
		澱原馬鈴薯						
	計	50.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
5	畑作	秋 播 小 麦	1 人 (1,919)	2 人 (1,265)	7,375	31,501	24,126	23.4
野菜		小 豆						
複合		て ん 菜						
①		レ タ ス						
		キ ャ ベ ツ						
		玉 ね ぎ						
	計	20.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
6	畑作	秋 播 小 麦	1 人 (1,912)	2 人 (2,157)	12,202	41,537	29,335	29.4
野菜		小 豆						
複合		菜 豆						
②		て ん 菜						
		食用馬鈴薯						
		レ タ ス						
		玉 ね ぎ						
	計	30.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
7	畑作	秋 播 小 麦	1 人 (1,716)	2 人 (1,712)	14,143	48,022	33,879	29.5
	野菜	小 豆						
	複合	て ん 菜						
	③	食用馬鈴薯						
		だ い こ ん						
		長 い も						
		に ん じ ん						
		計	30.00					

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
8	畑作	秋 播 小 麦	1 人 (1,845)	2 人 (2,267)	22,698	70,918	48,220	32.0
	野菜	大 豆						
	複合	小 豆						
	④	て ん 菜						
		食用馬鈴薯						
		加工馬鈴薯						
		澱原馬鈴薯						
		だ い こ ん						
		長 い も						
		に ん じ ん						
		計	50.00					

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
9	畑作	秋 播 小 麦	1 人 (1,801)	2 人 (3,395)	41,829	126,216	84,386	33.1
	野菜	大 豆						
	複合	小 豆						
	⑤	て ん 菜						
		食用馬鈴薯						
		加工馬鈴薯						
		澱原馬鈴薯						
		だ い こ ん						
		長 い も						
		に ん じ ん						
		計	100.00					

【組織経営体】

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
10								
畑作	秋 播 小 麦	30.00	2 人	5 人				
野菜	大 豆	15.00	(3, 579)	(2, 782)	51, 382	145, 639	94, 257	35. 3
複合	小 豆	10.00						
⑥	て ん 菜	30.00						
(組織経営体)	食用馬鈴薯	6.00						
	加工馬鈴薯	5.00						
	澱原馬鈴薯	10.00						
	だ い こ ん	3.00						
	長 い も	5.00						
	に ん じ ん	6.00						
	計	120.00						

【個別経営体】

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
11 肉牛 畑作 複合	秋 播 小 麦 小 豆 て ん 菜 食用馬鈴薯 採 草 地 繁 殖 牛 後 継 牛 素 牛 ----- 計	10.00 5.00 4.00 5.00 11.10 30頭 8頭 24頭 35.10	1 人 (1,771)	1 人 (206)	19,240	49,741	30,501	38.7

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
12 酪農 畑作 複合	秋 播 小 麦 て ん 菜 食用馬鈴薯 採 草 地 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 ----- 計	10.00 3.00 7.00 14.00 6.00 30頭 19頭 40.00	1 人 (1,839)	1 人 (1,704)	11,922	52,981	41,059	22.5

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
13 肉牛 専業 ①	牧草(乾草) 牧草(サレージ) 放 牧 地 繁 殖 牛 後 継 牛 素 牛 ----- 計	8.00 7.90 12.8 50頭 17頭 26頭 28.70	1 人 (1,787)	1 人 (580)	15,769	30,441	14,672	51.8

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
14 肉牛 専業 ②	牧草(乾草)	12.80	1人 (1,782)	1人 (1,152)	22,428	48,008	25,580	46.7
	牧草(サレージ)	15.20						
	放牧地	22.20						
	繁殖牛	80頭						
	後継牛	27頭						
	素牛	41頭						
	計	50.20						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
15 酪農 専業 ①	採草地	26.00	1人 (1,605)	1人 (1,560)	13,758	65,010	51,252	21.2
	デントコーン	12.00						
	経産牛	60頭						
	育成牛	29頭						
	計	38.00						

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
16 酪農 専業 ②	採草地	73.80	1人 (1,498)	2人 (2,502)	41,321	139,825	98,504	29.6
	放牧地	5.20						
	デントコーン	7.70						
	経産牛	120頭						
	育成牛	73頭						
	計	86.70						

【組織経営体】

営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
17 酪農 専業 ③ (組織経営体)	採 草 地	246.00	1 人 (1,520)	7 人 (13,680)	149,576	454,370	304,794	32.9
	放 牧 地	17.30						
	デントコーン	25.60						
	経 産 牛	400頭						
	育 成 牛	240頭						
	計	288.90						

注) なお、この指標は、あくまで主な営農類型について例示したものであり、農業経営改善計画の認定に当たっては、本構想の趣旨を達成できるものであれば、この指標以外の類型についてもその対象とするものである。